

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要 : 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者(委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第31条の21第1項(処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙1のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課(017-723-4211)
備 考 :